□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□ 2023□□□ (vol.300)□□□□□ □□□□□□□□□□□□□□□□

□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□ 2022□□□(vol.296) □□□□□ □□□□□□□□□□□□□□□□

□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

JSPO□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□Sport Japan 2022□1□2□□(vol.59)□□□□□□ □□□□□□□□□□□□□□□□

JSPO□□□□□□□□□□□□□□□□□□□Sport Japan 2022□1□2□□(vol.59)□ □

□□□□□□□ □□□□□□□□□□□□□□□11□

Sport Japan 2022□1□2□□(vol.59)□□□□□□□ □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□2017□10□2□□□□□□□□□□□□□□□□□□

□□□□□2017□10□22□□□□□□□□□□□□□□□□□□□ □□□□□□□□□□□□□□□□TOKYO web□□

□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

Press Conference
Mr. Kenji Utsunomiya
Attorney at Law, Ex-President of Japan Federation of Bar Associations
Mr. Yuzuru Kamoda
Attorney at Law, Saitama Sougou Law Office
15:00-16:00 July 31
July 31, Monday, 15:00-16:00
Mr. Kenji Utsunomiya, Attorney at Law,
Ex-President of Japan Federation of Bar Associatio
Mr. Yuzuru Kamoda, Attorney at Law,
Saitama Sougou Law Office
"Japan's Unconstitutional Election Deposits"
宇都宮 健児 様、弁護士、日本弁護士連合会元会長
鴨田 譲 様、弁護士、埼玉総合法律事務所
「供託金違憲訴訟」
August 3, Thursday, 14:30-15:30
Ms. Yuriko Koike, Governor of Tokyo
小池 百合子 様、東京都知事
FCCJ

□□□

□□□□□2017□(□□29□)6□11□(□)□
□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
□□□□□□□□□□□□□□□□□

長崎新聞

2017年（平成29年）6月11日 日曜日　紙面編集・古川泰弘

「共謀罪 平成の治安維持法」

弾圧受けた為成・元長崎地裁判事

関係者「時代逆戻り」と警鐘

治安維持法による思想・言論弾圧が激化していた1933（昭和8）年。共産党活動をしたとして、各地で裁判官や裁判所の職員が逮捕される事件があった。「司法官赤化事件」。その中には、長崎地裁判事だった為成養之助（ためなり）氏＝享年（92）＝もいた。

為成氏は大分県中津市出身。大学卒業後、28年に東京地裁で司法官試補（現在の司法修習生）となった。この頃、治安維持法（25年公布）による弾圧は徐々に激しさを増していた。

任官後すぐ、東京で革新政党の集会に参加した。警察官が突然「中止！」と怒鳴り、無理やり解散させられた。聴衆にもまれながら場外に出る際、為成氏は警察官に頭を殴られ、警察署に留置された。

同房の男が興奮して「神武天皇は強盗だ」と叫んだところ、警察官に「不敬者」と引きずり出され、しばらくして息も絶え絶えになって戻ってきた。拷問を受けたようだった。

為成養之助氏

為成氏は、91年発行の随想集「瑞兆を摑む」でこう振り返っている。

「散会者を手あたり次第に捕まえるという無謀極まる『弾圧』の網にひっかけられた」

「始めて見たこう問ぶりは、私に強烈な印象を与えた。正義感はゆさぶられ、在来の司法官感覚とは異質なものに育って行くきっかけとなった」

30年、長崎地裁に赴任。為成氏は同僚らとグループをつくり、「赤旗」などの出版物を購読。文化サークルにも入っていた。しかし、当局による市民監視はさらに先鋭化しており、摘発の対象は「天皇の名において」裁判をする判事も例外ではなかった。

33年2月下旬。当局は治安維持法違反容疑で為成氏の身柄を拘束。各地で裁判官や裁判所職員らの摘発に踏み切った。為成氏は東京の刑務所に移送された。隣房の男が壁越しに「裸にして椅子に縛り付けられ、木の棒で殴られた」と訴えるのを聞き、憤激した―と随想集にある。

為成氏はその後、懲役5年（控訴審で懲役3年に減刑）の実刑判決を受けた。拘置は約3年に及んだ。戦後、法曹資格を回復し、埼玉県で弁護士として活動。95年に生涯を閉じた。

埼玉総合法律事務所で同僚だった村井勝美弁護士（71）は、治安維持法が猛威を振るった時代と、「共謀罪」の趣旨を盛り込んだ組織犯罪処罰法改正案が参院で審議されている現代を重ね合わせ、「『共謀罪』は平成の治安維持法。信念に従って行動しても警察に逮捕されるような、そんな暗黒の時代がまたやって来る」と憂う。

為成氏の長女三井春子さん（79）＝さいたま市＝は「勉強一筋、仕事一筋だった父が逮捕されたことがあると聞かされ、驚いた記憶がある。そんな時代に逆戻りしてはいけない」と静かに語った。（北川亮）

為成判事 長崎地方裁判所

依願免本官となる

長崎地方裁判所判事為成養之助氏に對し二十七日左の如く依願免本官の發令があつた

判事 為成養之助

依願免本官

巴里着の

為成判事の退官を知らせる長崎日日新聞（長崎新聞の前身）の記事（1933年2月28日付）

Q ズーム

治安維持法　1925年4月、国体（天皇を中心とする国のあり方）の変革や私有財産制度の否認を目的とする結社などの取り締まりを目的に公布。当時「権力による乱用の危険が大きい」と反対運動もあったが、政府は共産主義運動への適用が目的だと説明。しかし、41年3月の全面改正で予防拘禁が導入されるなど重罰化し、摘発対象は労働組合や宗教団体、言論人などに広がった。

[illegible] [illegible]

- [illegible]NHK 2017[illegible]5[illegible]24[illegible] [illegible]NHK [illegible]NEWS WEB[illegible]
- [illegible]TBS 2017[illegible]5[illegible]24[illegible] [illegible] [illegible]TBS NEWS[illegible]
- [illegible] 2017[illegible]5[illegible]24[illegible]5[illegible] – Yahoo![illegible]
- [illegible] 2017[illegible]5[illegible]24[illegible] [illegible] [illegible]
- [illegible] 2017[illegible]5[illegible]24[illegible] [illegible]web[illegible]
- [illegible] 2017[illegible]5[illegible]24[illegible] [illegible]web[illegible]
- [illegible] 2017[illegible]5[illegible]25[illegible] [illegible]
- [illegible] 2017[illegible]5[illegible]25[illegible] [illegible]

[illegible] [illegible] [illegible] [illegible]

[illegible]2017[illegible]([illegible]29[illegible])5[illegible]17[illegible]([illegible])[illegible]

[illegible]

2017年（平成29年）5月17日（水）

埼玉新聞

【新聞定価1カ月2983円（本体価格2762円＋消費税221円）】1部売り110円　（第3種郵便物認可）

共謀罪 わたしの視点

自由と安全 均衡必要

公共政策調査会研究センター長 板橋　功さん

私が賛成する最大の理由は国際組織犯罪防止条約を批准するために、国内で担保する法を整備する必要があるから。条約上、共謀罪か犯罪組織参加罪を設けることになっている。この条約は2000年に採択され、現在187カ国が批准している。国連加盟国で批准していないのは、南スーダンやソマリアなど11カ国だけ。その中に日本が入っていいのか。

この条約は、元々はテロとは直接関係がなく、マネーロンダリングなどの組織犯罪対策が中心。しかしながら、01年の9・11事件以降、テロ資金は国際社会の中で大きな問題となっている。最近のテロ組織は組織犯罪と同じような資金源活動を行っている。アルカイダは麻薬取引で資金を得ていたし、過激派組織「イスラム国」（IS）も石油の密輸出に関わっている。これらにはこの条約が有効。批准していないがゆえに日本がループホール（抜け穴）になる可能性があり、国際的な信頼性や日本の金融機関の評価にも関わる問題である。

今回の法案は準備行為、犯罪組織に限定、対象犯罪を絞るなどの一定の歯止めは掛けられている。乱用の危険性を指摘する声もあるが、強制捜査には裁判所の令状が必要であり、警察が勝手に捜査できるわけではない。また、戦前とは異なり公安委員会制度もある。

しかし、政府はもう少し国民に分かりやすく説明する必要がある。テロ対策などは国民の自由や権利を制限する側面があり、国民の理解が不可欠。常に自由と安全のバランスを考えながら議論しないといけない。

15年1、2月のISによる邦人殺害以降、ISは機関誌などで日本を標的と名指ししている。機関誌はオンライン上、世界中のテロリストやシンパが見る。日本は20年東京五輪に向けて圧倒的にプレゼンスが上昇する時期を迎える。テロの脅威度はどんどん上昇し続け、少なくとも20年までは下がらない。共謀罪とともにテロ対策はテロ対策として、しっかりやらなければならない。

（聞き手・勝俣直）

いたばし・いさお　1959年栃木県生まれ。公益財団法人公共政策調査会研究センター長。武蔵野大学客員教授、国士舘大学非常勤講師。専門はテロ問題。

市民活動の抑圧危惧

埼玉弁護士会 伊須　慎一郎さん

「共謀罪」の成立で一番危惧していることは、市民活動による自然や平和を守るための話し合いが、「犯罪」にされる恐れがあり、社会に萎縮効果が広がることだ。

政府は一般人を対象にしないとしているが、法案に定める準備行為の境界線は非常にあいまい。準備行為に当たるかどうかは捜査機関が判断し、市民には事前に明示されない。つまり、何をしたら罪に問われ、どの程度の罰が課されるかを示さなければいけない罪刑法定主義の明確性の原則に反する。市民は仲間と抗議活動を行うことさえ、ためらってしまう。

岐阜県大垣市では2014年、風力発電施設の建設に反対する活動家の身分を警察が調べ、企業側に個人情報が流出した。警察と企業の会議議事録からは、警察が「大々的な市民運動に展開すると御社の事業も進まない」「身の危険を感じたら110番して」と伝えていたことも明らかになった。法案が成立すれば、抗議現場に駆け付けた警察が、組織的威力業務妨害容疑で逮捕し、活動を抑圧する恐れもある。

今でさえ、捜査機関による市民活動への不当な介入が行われている。共謀罪が成立し、通信傍受などの捜査権限が強化されると、市民の思想・良心、プライバシーが広範に侵害されることになってしまう。

政府の法案には明確に自首規定が定められている。例えば、労働組合や市民活動の中に送り込まれたスパイが、情報収集して警察に自首すれば刑が免除される。そのため、グループ内は疑心暗鬼になる。集会・結社の自由は侵害され、市民活動に弊害をもたらす。

現在も政治権力などに対して意見を言いにくい社会になっている。共謀罪が成立したら、市民はますます萎縮し、自由な民主主義社会の基盤となる多様な意見が社会に流通しなくなる。憲法違反の疑いが強い共謀罪を国会で強行採決することは断じて許さない。今は憲法が生きている。萎縮せずに反対の声を上げていくことが民主主義を守ることにつながる。

（聞き手・岩崎歩）

いず・しんいちろう　1970年愛媛県生まれ。2002年に埼玉弁護士会登録、同会の憲法改正問題対策本部メンバー。「安保法制違憲国賠訴訟」などを担当。

□□□□□290517(PDF)